

諮問委員会規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(議事録) 第 1 2 条 市場運営委員会の議事については、<u>議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録(電磁的記録を含む。)</u>を作成し<u>保管する。</u> 付 則 この改正規定は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。	(議事録) 第 1 2 条 市場運営委員会の議事については、議事録を作成し、<u>これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、委員長が記名押印しなければならない。</u>